

保険会社向けの総合的な監督指針(別冊)(少額短期保険業者向けの監督指針)改正 新旧対照表

現 行	改正案
<p>Ⅱ. 少額短期保険業者の監督にあたっての評価項目</p> <p>Ⅱ-1 経営管理</p> <p>Ⅱ-1-3 監督手法・対応</p> <p>下記のヒアリング及び通常の監督事務等を通じて、経営管理について検証することとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 総合的なヒアリング(「Ⅲ-1-2 オフサイト・モニタリングの主な留意点(2)②」を参照)</p> <p>総合的なヒアリングにおいて、経営上の課題、経営戦略及びその諸リスク、取締役会・監査役会の機能発揮の状況等に関しヒアリングを行うこととする。</p> <p>(3)~(6) (略)</p> <p>Ⅱ-2 財務の健全性</p> <p>Ⅱ-2-5 商品開発に係る内部管理態勢</p> <p>Ⅱ-2-5-2 主な着眼点</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 社内における検討</p> <p>①~⑥ (略)</p> <p>⑦ 保険契約の内容に影響を与える法令等の改正履歴及び改正予定について、遺漏なく把握すべく態勢を整備しているか。</p> <p>⑧ 保険商品の開発等に係るシステム開発時のチェック及びシステム開発後のチェック・管理については、「Ⅱ-3-10 システムリスク管</p>	<p>Ⅱ. 少額短期保険業者の監督にあたっての評価項目</p> <p>Ⅱ-1 経営管理</p> <p>Ⅱ-1-3 監督手法・対応</p> <p>下記のヒアリング及び通常の監督事務等を通じて、経営管理について検証することとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 総合的なヒアリング(「Ⅲ-1-2 オフサイト・モニタリングの主な留意点(3)②」を参照)</p> <p>総合的なヒアリングにおいて、経営上の課題、経営戦略及びその諸リスク、取締役会・監査役会の機能発揮の状況等に関しヒアリングを行うこととする。</p> <p>(3)~(6) (略)</p> <p>Ⅱ-2 財務の健全性</p> <p>Ⅱ-2-5 商品開発に係る内部管理態勢</p> <p>Ⅱ-2-5-2 主な着眼点</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 社内における検討</p> <p>①~⑥ (略)</p> <p>⑦ 保険契約の内容に影響を与える法令等の改正履歴及び改正予定について、遺漏なく把握すべく態勢を整備しているか。</p> <p>また、平成 20 年 6 月に公布された保険法については、介入権、被保険者による解除請求、危険の増減、保険料の未経過期間に対応した合理的かつ適切な金額の返還など保険契約に係る制度が改正及び新設されており、当該制度に適切に対応できる態勢を整備しているか。</p> <p>⑧ 保険商品の開発等に係るシステム開発時のチェック及びシステム開発後のチェック・管理については、「Ⅱ-3-11 システムリスク管</p>

現 行	改正案
<p>「<u>理態勢</u>」も参照のこと。</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>Ⅱ－3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－3－3 保険募集態勢</p> <p>Ⅱ－3－3－2 保険契約の締結及び保険募集</p> <p>(1) 法第 300 条第 1 項第 1 号関係</p> <p>① (略)</p> <p>② 重要な事項を告げるにあたっては、重要な事項のうち顧客が保険商品の内容を理解するために必要な情報(以下、「契約概要」という。)と顧客に対して注意喚起すべき情報(以下、「注意喚起情報」という。)について、分類のうえ告げられているか。</p> <p>なお、「契約概要」と「注意喚起情報」の主な項目は以下のとおりとする。</p> <p>(注 1)・(注 2) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ. 「注意喚起情報」の項目</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 告知義務等の内容</p> <p>(エ)～(ク) (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>「<u>理態勢</u>」も参照のこと。</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>Ⅱ－3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－3－3 保険募集態勢</p> <p>Ⅱ－3－3－2 保険契約の締結及び保険募集</p> <p>(1) 法第 300 条第 1 項第 1 号関係</p> <p>① (略)</p> <p>② 重要な事項を告げるにあたっては、重要な事項のうち顧客が保険商品の内容を理解するために必要な情報(以下、「契約概要」という。)と顧客に対して注意喚起すべき情報(以下、「注意喚起情報」という。)について、分類のうえ告げられているか。</p> <p>なお、「契約概要」と「注意喚起情報」の主な項目は以下のとおりとする。</p> <p>(注 1)・(注 2) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ. 「注意喚起情報」の項目</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 告知義務等の内容</p> <p><u>(注) 危険増加によって保険料を増額しても保険契約が継続できない(保険期間の途中で終了する)場合がある旨の約款の定めがあるときは、それがどのような場合であるか、記載すること。</u></p> <p>(エ)～(ク) (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 告知事項・告知書</u></p> <p>① <u>平成 20 年 6 月に公布された保険法において、告知義務が自発的申告義務から質問応答義務となったことの趣旨を踏まえ、保険契約</u></p>

現 行	改正案
<p>(新設)</p> <p>(8) その他 保険契約の締結(名義変更等による契約の変更を含む。)又は保険募集に関して、架空契約や保険金詐取を目的とする契約等の不正な保険契約の発生を防止するために、</p> <p>① 挙績を指向するあまり、金融機関への過度の預金協力による見込み客の獲得、保険料ローンを不正に利用した募集、特定の代理店等に対する過度の便宜供与等の過当競争の弊害を招きかねない行為のほか、作成契約、超過保険契約等の不適正な行為を防止するための措置が講じられているか。</p> <p>② 保険契約者(法人、個人事業主を含む。)について、運転免許証やパスポート等の本人を特定し得る書類による確認、企業等の法人(個人事業主を含む。)の存在が確認できる書類による確認、保険証券を郵送し、当該郵便物が返戻されなかったことをもってする確認、本人確認を行った保険料収納機関からの確認、少額短期保険募集人の訪問や少額短期保険業者が電話等の通信機器・情報処理機器を利用し保険契約者と交信することによる確認その他適切な方法により、本人確認若しくは実在の確認、又は法人の事業活動の有無の把握の措置が講じられているか。</p>	<p><u>者等に求める告知事項は、保険契約者等が告知すべき具体的内容を明確に理解し告知できるものとなっているか。例えば、「その他、健康状態や病歴など告知すべき事項はないか。」といったような告知すべき具体的内容を保険契約者等の判断に委ねるようなものとなっているか。</u></p> <p>② <u>告知書の様式は、保険契約者等に分かりやすく、必要事項を明確にしたものとなっているか。</u></p> <p>(9) <u>保険法対応</u> <u>平成 20 年 6 月に公布された保険法については、保険契約に係る制度が改正及び新設されており、少額短期保険募集人が当該制度に適切に対応できる態勢を整備しているか。</u></p> <p>(10) その他</p> <p>① 保険契約の締結(名義変更等による契約の変更を含む。)又は保険募集に関して、架空契約や保険金詐取を目的とする契約等の不正な保険契約の発生を防止するために、</p> <p>ア. 挙績を指向するあまり、金融機関への過度の預金協力による見込み客の獲得、保険料ローンを不正に利用した募集、特定の代理店等に対する過度の便宜供与等の過当競争の弊害を招きかねない行為のほか、作成契約、超過保険契約等の不適正な行為を防止するための措置が講じられているか。</p> <p>イ. 保険契約者(法人、個人事業主を含む。)について、運転免許証やパスポート等の本人を特定し得る書類による確認、企業等の法人(個人事業主を含む。)の存在が確認できる書類による確認、保険証券を郵送し、当該郵便物が返戻されなかったことをもってする確認、本人確認を行った保険料収納機関からの確認、少額短期保険募集人の訪問や少額短期保険業者が電話等の通信機器・情報処理機器を利用し保険契約者と交信することによる確認その他適切な方法により、本人確認若しくは実在の確認、又は法人の事業活動の有無の把握の措置が講</p>

現 行	改正案
<p>③ また、保険契約申込みや契約変更時の健康診査において、医師による運転免許証やパスポート等の本人を特定し得る書類による確認、保険募集の同行や<u>保険会社等</u>が直接面接することによる確認その他適切な方法による被保険者の本人確認、の措置が講じられているか。</p> <p>例えば、当初から短期の中途解約を前提とした契約等の保険本来の趣旨を逸脱するような募集活動を行わせないなど、保険商品のそれぞれの商品特性に応じ、その本来の目的に沿った利用が行われるための適切な募集活動に対する措置が講じられているか。</p> <p>(新設)</p> <p>(9) (略)</p> <p>Ⅱ-3-3-4 他人の生命の保険契約について</p> <p>他人の生命の保険契約について、商法第 674 条第 1 項(第 683 条第 1 項において準用する第 664 条の規定により準用される場合及び第 677 条第 2 項(第 683 条第 1 項において準用する第 664 条の規定により準用される場合を含む。)の規定により準用される場合を含む。)に規定する他人の生命の保険契約(同項ただし書の契約を除く。以下、「他人の生命の保険契約」という。)の契約締結に関して、少額短期保険業者の監督にあたっての留意点は、被保険者等の保護及び少額短期保険業者の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 目的・趣旨</p> <p>① 企業(個人事業主を含む。以下同じ。)が保険契約者及び保険金受取人になり、従業員等を被保険者とする個人保険契約(以下、「事業保険」という。)は、<u>従業員等あるいはその遺族に対する福利</u></p>	<p>じられているか。</p> <p>ウ. また、保険契約申込みや契約変更時の健康診査において、医師による運転免許証やパスポート等の本人を特定し得る書類による確認、保険募集の同行や<u>少額短期保険業者等</u>が直接面接することによる確認その他適切な方法による被保険者の本人確認、の措置が講じられているか。</p> <p>例えば、当初から短期の中途解約を前提とした契約等の保険本来の趣旨を逸脱するような募集活動を行わせないなど、保険商品のそれぞれの商品特性に応じ、その本来の目的に沿った利用が行われるための適切な募集活動に対する措置が講じられているか。</p> <p>② <u>保険契約締結の申し込みがあったにもかかわらず、締結しないこととする場合は、可能な限り合理的な理由を説明するなど、顧客の理解が得られるよう努めているか。</u></p> <p>(11) (略)</p> <p>Ⅱ-3-3-4 他人の生命の保険契約について</p> <p>他人の生命の保険契約について、商法第 674 条第 1 項(第 683 条第 1 項において準用する第 664 条の規定により準用される場合及び第 677 条第 2 項(第 683 条第 1 項において準用する第 664 条の規定により準用される場合を含む。)の規定により準用される場合を含む。)に規定する他人の生命の保険契約(同項ただし書の契約を除く。以下、「他人の生命の保険契約」という。)の契約締結に関して、少額短期保険業者の監督にあたっての留意点は、被保険者等の保護及び少額短期保険業者の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 目的・趣旨</p> <p>① 企業(個人事業主を含む。以下同じ。)が保険契約者及び保険金受取人になり、従業員等を被保険者とする個人保険契約(以下、「事業保険」という。)については、<u>以下のア. 又はイ. の目的・趣旨に沿った</u></p>

現 行	改正案
<p data-bbox="309 172 1095 245"><u>厚生措置の財源確保等にあり、このような保険契約の目的・趣旨に沿った業務運営が行われているか。</u></p> <p data-bbox="250 903 1095 1318">② 全員加入団体定期保険(全員加入団体を対象とする団体定期保険をいう。以下同じ。)の契約は、当該保険の目的・趣旨が遺族及び従業員の生活補償にあることを明確にし、<u>企業の就業規則、労働協約その他これに準ずる規則に基づく遺族補償及び業務外の傷病扶助に関する規定又はこれに準ずる規定(以下、「遺族補償規定等」という。)</u>により定められた<u>弔慰金・死亡退職金等の支払い財源</u>を保障する部分を「主契約」、従業員死亡に伴い企業が負担する代替雇用者採用・育成費用等の諸費用(企業の経済的損失)を保障する部分を「特約」として区分するなど、当該保険契約の目的・趣旨に沿った業務運営が行われているか。</p>	<p data-bbox="1261 172 2078 204">業務運営が行われているか。</p> <p data-bbox="1261 220 2078 373">ア. <u>遺族及び従業員の生活補償のための企業の就業規則、労働協約その他これに準ずる規則(以下、「遺族補償規定等」という。)</u>により定められた<u>弔慰金・死亡退職金等(以下、「弔慰金等」という。)</u>の支払い財源確保</p> <p data-bbox="1261 389 2078 676">イ. <u>従業員等の死亡に伴い企業が負担する代替雇用者採用・育成費用、事業継承・一時的な信用不安に備える資金等の財源確保</u> (注) <u>被保険者となるべき者の同意の取得に際しては、例えば、被保険者に対して加入申込書の写しや契約の内容を記載した書面の交付を行うことによって、少額短期保険業者が被保険者に保険金受取人や保険金の額等の契約の内容を確実に認識できるような措置を講じているか。</u></p> <p data-bbox="1357 692 2078 884">さらに、<u>被保険者に対して交付する契約の内容を記載した書面等に、被保険者が家族に当該保険への加入を説明することを促す文言を記載するなど、少額短期保険業者は被保険者本人がその家族等、必要と考える者に対し情報提供を容易に行い得る措置を講ずること。</u></p> <p data-bbox="1234 903 2078 1190">② 全員加入団体定期保険(全員加入団体を対象とする団体定期保険をいう。以下同じ。)の契約は、当該保険の目的・趣旨が遺族及び従業員の生活補償にあることを明確にし、<u>弔慰金等の支払い財源</u>を保障する部分を「主契約」、従業員死亡に伴い企業が負担する代替雇用者採用・育成費用等の諸費用(企業の経済的損失)を保障する部分を「特約」として区分するなど、当該保険契約の目的・趣旨に沿った業務運営が行われているか。</p> <p data-bbox="1261 1206 2078 1318">(注) <u>被保険者となるべき者の同意の取得に際しては、例えば、以下の方法によって被保険者が保険金受取人や保険金の額等の契約の内容を確実に認識できるような措置を講ずること。</u></p> <p data-bbox="1317 1334 2078 1398">(ア) <u>被保険者に対して契約の内容を記載した書面の交付などを少額短期保険業者から行う。</u></p>

現 行	改正案
<p>(2) 保険金額の定め方 (新設)</p> <p>全員加入団体定期保険の保険金額の設定については、主契約部分は遺族補償規定等に基づく支給金額を上限とし、特約部分は主契約の保険金額を上限とするなど、この保険の目的・趣旨(上記(1))に沿った利用が行われるよう措置が講じられているか。</p> <p>(3) 遺族補償規定等にリンクした保険金支払いの確保</p> <p>① 事業保険であって遺族補償規定等に基づき被保険者である従業員に対し、保険金の全部又はその相当部分が、<u>弔慰金又は死亡退職金の支払いに充当することが確認されている場合</u>においては、業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から、保険金請求時に保険契約者から、ア. 被保険者又は労働基準法施行規則第 42 条等に定める遺族補償を受けるべき者(以下、「受給者」という。)が<u>保険金の請求内容を了知していることが分かる書類を取り付けているか</u>。イ. 被保険者又は受給者が金銭を受領したことが分かる書類、被保険者又は受給者への支払記録等の<u>取り付け</u>など、被保険者又は受給者に対す</p>	<p>(イ) <u>被保険者がどのように契約の内容を認識できるようになっているかを少額短期保険業者が保険契約者から確認する。確認の結果は、検証可能な具体的な記録として残す。</u></p> <p>(2) 保険金額の定め方</p> <p>① <u>事業保険における保険金額の設定については、保険契約の目的・趣旨を踏まえ、保険金額の引受基準等、モラルリスクの排除の観点から措置が適切に運用されているか。</u> <u>なお、従業員等の死亡に伴い企業が負担する代替雇用者採用・育成費用、事業継承・一時的な信用不安に備える資金等の財源確保を保険契約の目的・趣旨に含める場合の保険金額は、過大とならないよう保険契約締結時において、年収、勤続年数、職位や企業の年商や規模などの基準により設定した上限により適切に運営されているか。</u> <u>また、従業員に係る保険金額の設定については、下記②にも留意しつつ適切に運営されているか。</u></p> <p>② 全員加入団体定期保険の保険金額の設定については、主契約部分は遺族補償規定等に基づく支給金額を上限とし、特約部分は主契約の保険金額を上限とするなど、この保険の目的・趣旨(上記(1))に沿った利用が行われるよう措置が講じられているか。</p> <p>(3) 遺族補償規定等にリンクした保険金支払いの確保</p> <p>① 事業保険であって遺族補償規定等に基づき被保険者である従業員に対し、保険金の全部又はその相当部分が、<u>弔慰金等の支払いに充当することが確認されている場合</u>においては、業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から、保険金請求時に保険契約者から、ア. 被保険者又は労働基準法施行規則第 42 条等に定める遺族補償を受けるべき者(以下、「受給者」という。)の<u>保険金請求内容の了知を確認する書類の取り付け</u>(<u>なお、この了知を確認する書類には保険金受取人や保険金の額等の契約の内容が記載されているか</u>)、<u>あるいは、イ. 被保険者又は受給者が金銭を受領したことが分かる書類、被保</u></p>

現 行	改正案
<p>る情報提供、保険契約の目的に沿って保険金が弔慰金等の福利厚生に活用されることの確認の措置が講じられているか。</p> <p>② 全員加入団体定期保険における保険金の支払いにあつては、主契約部分については、全額従業員の遺族に支払うこととし、企業が一旦受取りその上で遺族に支払う場合は、<u>遺族に了知のうえ支払うこと</u>としているか。</p> <p>③ 全員加入団体定期保険において、いわゆる「ヒューマン・ヴァリュー特約」分の保険金支払いは、<u>弔慰金・死亡退職金等の受給者の了知を得ること</u>としているか。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>険者又は受給者への支払記録等の取り付け、など、被保険者又は受給者に対する情報提供、保険契約の目的に沿って保険金が弔慰金等の福利厚生に活用されることの確認の措置が講じられているか。</p> <p>② 全員加入団体定期保険における保険金の支払いにあつては、主契約部分については、全額従業員の遺族に支払うこととし、企業が一旦受取りその上で遺族に支払う場合は、<u>遺族の了知を確認のうえ支払うこと</u>としているか。<u>なお、この了知を確認する書類には保険金受取人や保険金の額等の契約の内容が記載されているか。</u></p> <p>③ 全員加入団体定期保険において、いわゆる「ヒューマン・ヴァリュー特約」分の保険金支払いは、<u>弔慰金等の受給者の了知を確認のうえ支払うこと</u>としているか。<u>なお、この了知を確認する書類には保険金受取人や保険金の額等の契約の内容が記載されているか。</u></p> <p>(4) (略)</p>
<p>Ⅱ-3-5 顧客保護等</p> <p>Ⅱ-3-5-1 顧客に対する説明責任、適合性原則</p> <p>Ⅱ-3-5-1-2 法第 272 条の 13 第 2 項において準用する法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等</p> <p>(1)~(13) (略)</p> <p>(14) 規則第 211 条の 33 において準用する規則第 53 条の 7 に規定する措置に関し、「契約概要」、「注意喚起情報」を記載した書面を交付するために、以下のような体制が整備されているか。(Ⅱ-3-3-2(1)②も参照のこと。)</p> <p>(注) (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 当該書面に記載すべき事項について、以下の点について留意した記載とされているか。(「Ⅱ-3-8 適切な表示の確保」も参照のこと。)</p> <p>ア~オ (略)</p>	<p>Ⅱ-3-5 顧客保護等</p> <p>Ⅱ-3-5-1 顧客に対する説明責任、適合性原則</p> <p>Ⅱ-3-5-1-2 法第 272 条の 13 第 2 項において準用する法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等</p> <p>(1)~(13) (略)</p> <p>(14) 規則第 211 条の 33 において準用する規則第 53 条の 7 に規定する措置に関し、「契約概要」、「注意喚起情報」を記載した書面を交付するために、以下のような体制が整備されているか。(Ⅱ-3-3-2(1)②も参照のこと。)</p> <p>(注) (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 当該書面に記載すべき事項について、以下の点について留意した記載とされているか。(「Ⅱ-3-9 適切な表示の確保」も参照のこと。)</p> <p>ア~オ (略)</p>

現 行	改正案
<p>③～⑥（略） (15)・(16)（略）</p> <p>Ⅱ－3－9 適切な表示の確保 「<u>総合指針Ⅱ－3－8 適切な表示の確保</u>」に準じて取扱うものとするが、規則第234条第1項第5号を踏まえ、「<u>総合指針Ⅱ－3－8 適切な表示の確保(3)④</u>」については、生命保険会社又は損害保険会社の<u>取扱う</u>保険商品であるかのような誤解を招かないように、当該商品が少額短期保険業者の取扱う保険商品であることを適切に表示しているか。</p> <p>また、少額短期保険業者は、規則第211条の30第1号から第3号まで及び規則第211条の31に基づく措置義務があることを踏まえ、引き受けることができる保険金額の上限を超える等の場合には、保険の引受けを謝絶することがある旨を併せて表示することが望ましい。</p> <p>Ⅱ－3－10 事務リスク管理態勢 Ⅱ－3－10－2 主な着眼点 「<u>総合指針Ⅱ－3－9－2 <事務リスク管理態勢> 主な着眼点</u>」に準じて取扱うものとする。</p> <p>Ⅱ－3－11 システムリスク管理態勢 Ⅱ－3－11－2 主な着眼点 「<u>総合指針Ⅱ－3－10－2 <システムリスク管理態勢> 主な着眼点</u>」に準じて取扱うものとする。</p> <p>Ⅱ－3－12 <u>危機管理態勢</u> Ⅱ－3－12－1 意義 安全・安心や多様なリスク管理のニーズに応える役割を担うことについては、保険会社と同様、少額短期保険業者においても何ら変わりはなく、少額短期保険業者についても、危機発生時における初期対応や情報発信等</p>	<p>③～⑥（略） (15)・(16)（略）</p> <p>Ⅱ－3－9 適切な表示の確保 「<u>総合指針Ⅱ－3－9 適切な表示の確保</u>」に準じて取扱うものとするが、規則第234条第1項第5号を踏まえ、「<u>総合指針Ⅱ－3－9 適切な表示の確保(3)④</u>」については、生命保険会社又は損害保険会社の<u>取扱う</u>保険商品であるかのような誤解を招かないように、当該商品が少額短期保険業者の取扱う保険商品であることを適切に表示しているか。</p> <p>また、少額短期保険業者は、規則第211条の30第1号から第3号まで及び規則第211条の31に基づく措置義務があることを踏まえ、引き受けることができる保険金額の上限を超える等の場合には、保険の引受けを謝絶することがある旨を併せて表示することが望ましい。</p> <p>Ⅱ－3－10 事務リスク管理態勢 Ⅱ－3－10－2 主な着眼点 「<u>総合指針Ⅱ－3－10－2 <事務リスク管理態勢> 主な着眼点</u>」に準じて取扱うものとする。</p> <p>Ⅱ－3－11 システムリスク管理態勢 Ⅱ－3－11－2 主な着眼点 「<u>総合指針Ⅱ－3－11－2 <システムリスク管理態勢> 主な着眼点</u>」に準じて取扱うものとする。</p> <p>Ⅱ－3－12 <u>業務継続体制(BCM)</u> 安全・安心や多様なリスク管理のニーズに応える役割を担うことについては、保険会社と同様、少額短期保険業者においても何ら変わりはなく、少額短期保険業者についても、危機発生時における初期対応や情報発信等</p>

現 行	改正案
<p>の対応が極めて重要であることから、平時より<u>危機管理態勢を構築しておくことが必要である。</u></p> <p>危機発生時における対応、事態の沈静下後における対応及び風評に関する危機管理体制については、「<u>総合指針Ⅱ-3-11 危機管理態勢</u>」に準じて<u>取り扱うものとする。</u></p>	<p>の対応が極めて重要であることから、平時より<u>業務継続体制(Business Continuity Management ; BCM)を構築し、危機管理(Crisis Management ; CM)マニュアル、及び業務継続計画(Business Continuity Plan ; BCP)の策定等を行っておくことが必要である。</u></p> <p>危機発生時における対応、事態の沈静下後における対応及び風評に関する危機管理体制については、「<u>総合指針Ⅱ-3-12 業務継続体制(BCM)</u>」に準じて<u>取扱うものとする。</u></p>
<p>Ⅲ. 少額短期保険業者の監督に係る事務処理上の留意点</p>	<p>Ⅲ. 少額短期保険業者の監督に係る事務処理上の留意点</p>
<p>Ⅲ-1 監督事務の流れ</p>	<p>Ⅲ-1 監督事務の流れ</p>
<p>Ⅲ-1-1 無登録等業者に係る対応</p>	<p>Ⅲ-1-1 無登録等業者に係る対応</p>
<p>(1) 無登録で保険業を行っている者等の実態把握等</p>	<p>(1) 無登録で保険業を行っている者等の実態把握等</p>
<p>一般国民等からの苦情、捜査当局からの照会、保険会社等からの情報提供又は新聞若しくはホームページにおける広告等から無登録等で保険業を行っている疑いのある者等を把握した場合は、警察や地域の消費者センター等への照会や、直接、当該業者に電話で確認する(捜査当局に支障が出る場合は除く。)等の方法により、業務内容を調査するなど、積極的にその実態把握に努めるものとする。</p>	<p>一般国民等からの苦情、捜査当局からの照会、保険会社等からの情報提供又は新聞若しくはホームページにおける広告等から無登録等で保険業を行っている疑いのある者等を把握した場合は、警察や地域の消費者センター等への照会や、直接、当該業者に電話で確認する(捜査当局に支障が出る場合は除く。)等の方法により、業務内容を調査するなど、積極的にその実態把握に努めるものとする。</p>
<p>特に、一般国民等から苦情等があった場合や捜査当局から照会があった場合は、その対応のみにとどまることのないよう十分留意するものとする。</p>	<p>特に、一般国民等から苦情等があった場合や捜査当局から照会があった場合は、その対応のみにとどまることのないよう十分留意するものとする。</p>
<p>なお、当該事業の全部又は一部が保険業に該当するか否かは、法第2条第1項によって判断するが、その際以下の項目に留意する。</p>	<p>なお、当該事業の全部又は一部が保険業に該当するか否かは、法第2条第1項によって判断するが、その際以下の項目に留意する。</p>
<p>(参考) (略)</p>	<p>(参考) (略)</p>
<p>① (略)</p>	<p>① (略)</p>
<p>② 「保険料の収受」には保険料と明示されていなくとも、物品等の通常販売価格及び市場価格との比較並びに保険給付のために必要な保険料の額が物品等の価格に占める割合などから、保険料相当分を当該事業者が社会通念上明らかに受領している場合が含まれ</p>	<p>② 「保険料の収受」には保険料と明示されていなくとも、物品等の通常販売価格及び市場価格との比較並びに保険給付のために必要な保険料の額が物品等の価格に占める割合などから、保険料相当分を当該事業者が社会通念上明らかに受領している場合が含まれ</p>

現 行	改正案
<p>る。</p> <p>(注1) 一定の人的・社会的関係に基づき、慶弔見舞金等の給付を行なうことが社会慣行として広く一般に認められているもので、社会通念上その給付金額が妥当なものは保険業には含まれない。</p> <p>(注2) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>Ⅲ-1-2 オフサイト・モニタリングの主な留意点 (新設)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>Ⅲ-1-7 少額短期保険業者に関する苦情・情報提供</p> <p>Ⅲ-1-7-1 苦情等を受けた場合の対応</p> <p>少額短期保険業者に関する苦情等を受けた場合には、申出人に対し、当局は個別取引に関して仲裁等を行う立場にないこと及び保険業法等に基づき少額短期保険業者の経営の健全性等を確保することが当局の職務であることを明快に説明するものとする。</p> <p>なお、必要に応じ、申出人の了承を得たうえで、少額短期保険業者に苦情内容を連絡するものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>る。</p> <p>(注1) 一定の人的・社会的関係に基づき、慶弔見舞金等の給付を行うことが社会慣行として広く一般に認められているもので、社会通念上その給付金額が妥当なものは保険業には含まれない。</p> <p><u>上記の「社会通念上その給付金額が妥当なもの」とは、10万円以下とする。</u></p> <p>(注2) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>Ⅲ-1-2 オフサイト・モニタリングの主な留意点</p> <p>(1) <u>毎事務年度の監督にあたっての重点事項の策定・公表</u> <u>監督にあたっての重点事項を明確化するため、毎事務年度当初に当該事務年度の監督方針を策定・公表する。当該方針を踏まえ、以下に定めるオフサイト・モニタリングを実施することとする。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>Ⅲ-1-7 少額短期保険業者に関する苦情・情報提供</p> <p>Ⅲ-1-7-1 苦情等を受けた場合の対応</p> <p>少額短期保険業者に関する相談・苦情等を受けた場合には、申出人に対し、当局は個別取引に関して仲裁等を行う立場にないこと及び保険業法等に基づき少額短期保険業者の経営の健全性等を確保することが当局の職務であることを明快に説明するものとする。</p> <p>なお、必要に応じ、少額短期保険業者及び少額短期保険関係団体の相談窓口を紹介するものとする。また、寄せられた相談・苦情等のうち、申出人が少額短期保険業者側への情報提供について承諾している場合には、原則として、当該少額短期保険業者への情報提供を行うこととする。</p> <p>Ⅲ-1-7-3 <u>金融サービス利用者相談室との連携</u></p>

現 行	改正案
<p>Ⅲ－２ 保険業法等に係る事務処理 Ⅲ－２－１３ 不祥事件への対応 Ⅲ－２－１３－１ 不祥事件の届出の受理等 規則第 211 条の 55 第 1 項第 14 号に基づく不祥事件の届出の受理にあつての留意事項等は次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>少額短期保険募集人若しくは役員又は使用人として登録又は届出されている者が、規則第 211 条の 55 第 4 項各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、これらの者を管理する少額短期保険業者の支部等(以下、「当該支部等」という。)の長から金融庁長官宛の届出書を当該支部等を管轄する財務局が受理する。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>少額短期保険業者になろうとする者及び少額短期保険業者(以下、Ⅳにおいて「少額短期保険業者」という。)から法の規定に基づき、保険商品の創設もしくは既存商品の改定に係る届出が行われた場合の審査にあつては、保険契約者等の保護を踏まえ、各少額短期保険業者の特性や事情等を勘案し、画一的な審査を行うことがないように配慮するとともに、各少額短期保険業者の創意工夫を活か</p>	<p>(1) <u>監督部局においては、金融サービス利用者相談室に寄せられた相談・苦情等の監督事務への適切な反映を図るため、以下の対応をとるものとする。</u></p> <p>① <u>相談室から回付される相談・苦情等の分析</u> ② <u>相談室との情報交換</u></p> <p>(2) <u>また、金融サービス利用者相談室に寄せられた相談・苦情等のうち、申出人が少額短期保険業者側への情報提供について承諾している場合には、原則として、監督部局において当該少額短期保険業者への情報提供を行うこととする。</u></p> <p>Ⅲ－２ 保険業法等に係る事務処理 Ⅲ－２－１３ 不祥事件への対応 Ⅲ－２－１３－１ 不祥事件の届出の受理等 規則第 211 条の 55 第 1 項第 14 号に基づく不祥事件の届出の受理にあつての留意事項等は次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>規則第 211 条の 55 第 4 項に掲げる者が、同項各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、これらの者を管理する少額短期保険業者からの届出書を当該少額短期保険業者を管轄する財務局が受理する。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(1) <u>基本的事項</u> 少額短期保険業者になろうとする者及び少額短期保険業者(以下、Ⅳにおいて「少額短期保険業者」という。)から法の規定に基づき、保険商品の創設又は既存商品の改定に係る届出(以下、Ⅳにおいて「保険商品の届出」という。)が行われた場合の審査にあつては、保険契約者等の保護を踏まえ、各少額短期保険業者の特性や事情等</p>

現 行	改正案
<p>し、保険契約者等のニーズの変化に即応した迅速な商品開発を可能とする観点も踏まえ、<u>法第 272 条の 4 第 1 項第 5 号等</u>に基づき審査を行うこととし、特に以下の点に留意することとする。</p> <p>また、既に締結された保険契約(売り止めした商品を含む。以下、「既契約」という。)を継続保有したまま少額短期保険業者の登録を行う場合、特定保険業者から他の少額短期保険業者へ既契約の包括移転等を行う場合には、その既契約に係る保険商品についても、同様の取扱いを行うこととする。</p> <p>(新設)</p>	<p>を勘案し、画一的な審査を行うことがないように配慮するとともに、各少額短期保険業者の創意工夫を活かし、保険契約者等のニーズの変化に即応した迅速な商品開発を可能とする観点も踏まえ、<u>法第 272 条の 4 第 1 項第 5 号及び第 6 号</u>に基づき審査を行うこととし、特に以下の点に留意することとする。</p> <p>また、既に締結された保険契約(売り止めした商品を含む。以下、「既契約」という。)を継続保有したまま少額短期保険業者の登録を行う場合、特定保険業者から他の少額短期保険業者へ既契約の包括移転等を行う場合には、その既契約に係る保険商品についても、同様の取扱いを行うこととする。</p> <p><u>なお、本件保険商品審査上の留意点等については、保険商品の届出に係る審査内容及び保険契約者等のニーズ等を踏まえ、より効率化、明確化及び透明性を図る観点から適時に改訂を行っていくこととする。</u></p> <p>(2) 保険法対応</p> <p><u>平成 20 年 6 月に公布された保険法においては、保険契約に関する法制について、保険契約締結に際しての告知、保険給付の履行期等に関する保険契約者等の保護に資するための規定の整備等がなされているところである。</u></p> <p><u>当該保険法は、保険給付の履行期等において保険契約者等に不利な約款内容を無効とする片面的強行規定が盛り込まれたこと及び保険法施行前に締結されている保険契約にも適用される規定があること等から、各少額短期保険業者においては、「Ⅱ-2-5 商品開発に係る内部管理態勢」のⅡ-2-5-2 (3) ⑦に示すとおり、保険法制定の趣旨を踏まえ、全ての保険商品の約款等の規定内容等を検証したうえで保険商品の届出を保険法施行までの間に行い、必要な手続きを完了しておく必要がある。</u></p> <p><u>また、当局においても、各少額短期保険業者から保険商品の届出が行われた場合には、保険法の規定に沿った約款等の改定が行わ</u></p>

現 行	改正案
<p data-bbox="138 472 512 504">V. 経過措置期間の留意点等</p> <p data-bbox="250 517 412 544">(1)～(8) (略)</p> <p data-bbox="250 560 658 587">(9) 公益法人等に関する経過措置</p> <p data-bbox="277 818 1093 1018">改正法附則第 5 条において、改正法施行の際、現に特定保険業を行っている<u>民法第 34 条の規定による公益法人及び商工会議所、商工会又は商工会連合会は当分の間、引続き特定保険業を行うことができるが、改正法施行後に新たに引受事業を開始する場合は、免許又は登録が必要となるので留意すること。</u></p> <p data-bbox="250 1075 441 1102">(10)～(13) (略)</p>	<p data-bbox="1258 172 2074 331"><u>れているかどうか、及び保険契約者等の保護に欠ける条項、不明確な条項、保険契約者等の合理的期待に反する条項等がないか等、審査基準に適合しているかどうかの確認を迅速かつ適切に行う必要がある。</u></p> <p data-bbox="1258 344 2074 419"><u>なお、保険法対応に係る具体的な留意点については、「総合指針 IV-1-17 保険法対応」に準じて取扱うものとする。</u></p> <p data-bbox="1122 472 1496 504">V. 経過措置期間の留意点等</p> <p data-bbox="1234 517 1395 544">(1)～(8) (略)</p> <p data-bbox="1234 560 1612 587">(9) 公益法人に関する経過措置</p> <p data-bbox="1274 601 2074 801"><u>特例民法法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条に規定する特例民法法人をいう。以下同じ。)の新法人への移行期間は平成20年12月1日～平成25年11月30日(5年間)となっている。</u></p> <p data-bbox="1274 815 2067 932"><u>改正法附則第5条において、改正法施行(平成18年4月1日)の際、現に特定保険業を行っている特例民法法人については、新法人への移行登記と同時に保険業法の規制対象となることに留意する。</u></p> <p data-bbox="1274 946 2067 1062"><u>なお、改正法施行後、特例民法法人が新たに保険業を実施しようとする場合には、株式会社又は相互会社の形態で、当該会社が免許又は登録を受けなければならないことにも留意が必要である。</u></p> <p data-bbox="1245 1075 1435 1102">(10)～(13) (略)</p>